

令和3年10月8日

各位

鹿児島相互信用金庫  
理事長 永倉 悦雄

### 不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら当金庫におきまして元職員による親族等の預金や融資取引に係る不祥事件が下記のとおり判明いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、かかる事態を招いたことについて、お客さまをはじめ関係各位に対しまして多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 事件の概要

事故者	当金庫元職員（男性・58歳）
発生店舗	高見馬場支店、武町支店、国分支店、平佐支店、串良支店、大崎支店、鹿屋支店、西長島支店
発生期間	平成15年6月～令和3年7月
事故金額	①預金等流用の金額 26,331千円（親族7先） ②融資名義借の金額 19,660千円（親族5先、知人1先） ※①、②は延べ人数で表示しています。
実損金額	上記事故金額については元職員が全額弁済しており、実損金額の発生はありません。
発覚日	令和3年6月8日
発覚の経緯	令和3年5月下旬、監査部による営業店監査において、元職員が関与する不審な取引が判明したことを端緒として調査した結果発覚しました。
事故の内容	①当金庫元職員が平成15年以降在籍していた店舗において、親族名義の普通預金口座やキャッシュカード等を親族了承のうえで自ら保管・利用し、他の親族への生活費等支援や自身の資金繰り等のために当該預金を一時的に流用していたことが発覚しました。なお、一部預金及び定期積金の掛入金等については親族の了承を得ることなく流用を繰り返していたことも判明しています。 ②元職員は親族等に了承のうえで親族等の名義を借りてカードローンや消費者ローンを借り入れ、上記の資金繰りのために利用していたことも判明しました。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害を受けられたことが判明したお客さまに対しては、元職員による不正行為の事実をお伝えした上で深くお詫び申し上げます。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁に届出を行うとともに、警察にも相談しました。

4. 人事処分

元職員につきましては、令和3年9月30日付けで懲戒解雇処分といたしました。  
また、役員を始めとする関係役職員等につきましても厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

当金庫は、平成30年4月に業務改善命令を受け、以降、役職員一丸となってコンプライアンス意識の向上と不祥事件防止に向けて懸命に取り組んでいるところです。

そのような中、本事案が発生したことは誠に遺憾であります。

今後は、かかる事態を厳粛に受け止めて、信頼回復のため役職員一同が今一度猛省するとともに、二度とこのような事態が発生することの無いよう、更なる経営管理態勢の確立および内部管理態勢の充実強化を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

6. 本件に対するお問い合わせ先

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 法務コンプライアンス部（上山、長濱、原田）

電話番号：0120-525-651（フリーダイヤル）

F A X：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日祝日は除きます）

以 上